

# 時事新報

第千七百三十八號  
明治二十年十一月十日 木曜日  
舊丁亥九月廿五日 (己卯)  
日出版六時三十分  
月入金四十五元  
年入金五百元  
廣告費別議  
西曆一千八百八十七年

（西曆一千八百八十七年）

時事新報定價  
贈送一年三百六十五日 休刊日六日 共代價  
送附郵料ハ左ノ如ク  
一、一ヶ月五元  
一、三ヶ月十五元  
一、六ヶ月三十元  
一、一年六十元  
一、半年三十元  
一、三ヶ月十五元  
一、一ヶ月五元  
一、半年三十元  
一、三ヶ月十五元  
一、一ヶ月五元

## 時事新報

### 郡區長兼任の事

今後日本の全國に鐵道の便大に開け、運輸交通益々盛んあるに至れば、今の府縣の行政區劃を廢して全國を政府の直轄となし、其事務の分つべきものは之を分て郡區町村に委し、之が自治に任ずる可きものとす。是は過日既に論述したる處なれども、之は今後幾年を期したる談にして、今年今月直に大に其實行を促すものにはならず、聞く所に依れば、政府に於ても目下地方制度の取調中にて何れ其中に之を發布すべしとの事なれば、遠うらずして今の地方制度に變革を見ることあらんが我輩は茲に取敢へず、現在現行の制度中郡區長兼任の事に就き、脚注を促す。度ものあり、抑も現行の郡區町村の編制法は明治十一年七月を以て定られたるものにて、同時に府縣官職制のあり、其職制中郡區長の項に該府縣本籍の人の以て之に任ずるとありて、必ず其府縣に在籍する人に限る事を明言せり。蓋し郡區長の地位は一般の府縣官と大に其事務を殊とするも、元來今の府縣の區劃は中央政府が其政令と人民に敷くの便宜と計りて設けたるものなるが故に、府縣官たる者は能く中央政府の命令訓示を奉して之を人民に傳ふるの間、事を成すに敏捷にして、絶えて停滯阻格の患あらざるに於ては之を稱して能吏とす。亦亦可なりと雖も、郡區の事に至れば則ち然るを得ず。之を一概めとして府縣となるときは、府縣政の及ぶ所の其大體に止まりて、幾ば民情、幾種の利害、自ら其中に成立つる餘裕あるべしと雖も、之を細分して郡區となすときは、其民情利害既に單一にして、亦分つ可らざるの極に達す、所謂郷黨の俗なるものにして、數百年來の習慣を成し、其微妙なる處に至りて殆んど他人の想像にも及ばざる所ありて、生來の中に育はれたる者に、これを解するに能はざるもの多し。左れば彼の郡區長なるものの上に向て、政令施行の責任を當り下に向ては、斯くも微妙なる民情利害の衝に接し、一身の兩間に立て、事と處理するものなれば、既に吏務に敏捷なるが上に、又この微妙なる民情利害に通ずるの明なるべからざるは、勿論の事にして、彼の府縣の官員が九州の人にして中國に奉職するも、又は東北の人にして四國に在勤するも、其人の出處と問はず、唯その吏務の能ると以て能となすものと同日の談にあらざるあり、畢竟政府に於て當初

## 官報

選信省告示第九十七號  
岩代國大沼郡横田村三三都郵便局兼横田郵便局  
稱本月十六日ヨリ其事務ヲ取扱ハレム  
明治廿年十一月九日 選信大臣子爵榎本武揚  
○法律取調委員會 法律取調委員會は自今司法省に於て開設すべし旨昨八日內閣總理大臣ヨリ法律取調委員長へ達せられたり  
○大藏大臣の達 大藏大臣より一昨七日日本郵船會社へ左の如く達せられたり  
其社會計規則第二條ニ據り、毎年度營業ニ係ル一切ノ収支豫算書ヲ編製シ、總督ノ議決ヲ經テ前年度六月一日迄ニ差出會計監督官ノ承認ヲ請フベシ。第三回會計年度本年十月ヨリ十二月マデ三箇月分ハ第一回第二回會計年度決算平均月計ヲ以テ其額ヲ定メ、此際同官ノ承認ヲ請フベシ。二十一年一月ヨリ九月マデ三箇月分ハ豫算書ハ總督ノ議決ヲ經テ來ル十二月中間官ノ承認ヲ請フベシ。又同日同社へ左の如く達せられたり  
其社所有財產ニ屬スル地所等賣買ノ儀ハ付テハ、毎年三月第一九四一號ヲ以テ相違置成自今毎年度豫算書ニ屬スル一切ノ収支豫算書ヲ編製シ、總督ノ議決ヲ經テ前年度六月一日迄ニ差出會計監督官ノ承認ヲ請フベシ。尤豫期ス可ナル災變ヨリ生スル收支ハ其都度

直ニ同官ノ認可ヲ請フベシ此旨相達ス  
但第三回會計年度ノ豫算書ハ二十一年一月ヨリ九月マデ九箇月分ノ豫算書ヲ編製シ、總督ノ議決ヲ經テ來ル十二月中間承認ヲ請フベシト心得ヘシ  
○萬國共進會參同の謝絶 來る明治二十一年四月中旬より向ふ六箇月間の間、白耳國北律憲府に於て開成すべき學術工業大共進會へ參同ありた旨該會理事員より本邦へ請求ありたるに、其開期既に切迫して出品の準備に暇なきを以て本邦は於ては其請求を謝絶せり。該會規則の要旨を一昨七日官報農商務省告示第八號に示す如し(農商務省) (以上本年十一月九日官報)

## 雜報

○北越殖民社 新潟縣人大橋順一郎大橋一藏等の諸氏が發起にて北越殖民社なる者を創設し、毎年二百戸以上の同縣籍民を北越道に移し、未開の土地を開墾せしめんとす。其主旨にて右移住民の旅費、小屋掛料、其他雜費一切は同殖民社に於て支辨し、且つ確實なる抵當品を受納し、置充満十年の後は相違なく元金を返納する積りにて左の三箇條を北越道廳に出願し、第一、移住者著の節は一戸に付道廳より金五十圓を給與せる事、第二、戸數二百に滿ち平均一戸三町歩の地を墾成すると、更に毎戸金五十圓の割を以て貸下せらる事、第三、開墾の土地は一戸一萬五千坪の目的を以て會社に於て墾定し、其制渡しを出願せるべき測量の上貸下せらる事、等ありしが、道廳にて第二第三の兩項の開墾第一、一個年農民二百戸以上と移住せしむる時に限り開墾くべしとありたる由、扱又同社右小作人の爲めに盡すべき責任は七箇條にて其中重なるものは旅費、家屋、農具其他必要の器物と貸與し、食料は米麥折半の者一戸五十石此等の實費の半額は社の負擔すべき者にして、小作人に返償を要せず開墾の地所全反別を二分して、一半は社有とし、一半は小作人に分與するものなるが小作人に負債の義務ある時は與へず、又止むを得ざる事情ありて定期中に土地と墾成する能はざる時、同社の商賈を以て處分せる事等にして、小作人にも七箇條の責任あるべし、何れも前條に相對するものよりなり  
○踏踏板 上州前橋邊にて農家館々に生絲を繰る機械は踏踏板と稱するものにして、一臺に一人づゝ足を踏みながら運用するの仕掛けなり。右の坐繰法に據れば、工女一日繭をひくも三升内外を産絲を得るの量に上等の繭より一升に付き十匁より十一匁中等は八九匁その並の品は六匁以下を以て通例とするものなれば、一石の上り高は上等にて一貫百匁位なりと云ふ。又右踏踏板は價は一貫十五圓位と掛るよし前橋地方に用ひて珍重せらるるものありと  
○行軍携帶鏡の發明 露國の陸軍大尉レウチンスキ氏は多年工巧を凝らして、今度最も輕便なる行軍携帶の鏡を發明せしより、同國の軍人は行軍の際何時も新らしき麵包を食するを得るに至り、たれば同政府は其功を賞し、神聖スチヌス第二等勳章と贈與したる旨、該地在留或る武官より東京知友の許へ申し越し、るよし  
○海老鏡の輸入と計る 英國外務省よりの報告に從つて、同國商人が支那内地大工の使用する鏡工器具を製造し、同國へ向け輸入品のひとつと企つる由、先頃の紙上に記載せし事ありしが、今又英海老鏡の或る英字新聞を見るに、英國外務省にては海老鏡を製造して支那に輸入せし一商品となるべし、又同品を製造する支那に輸入一ハムプトン地方に適當するものなるを總理大臣ソノルズベリー侯も其様子を聞く事と希望するに付、何分

## 増減

十年未滿 八人  
二十年間 五八人  
三十年間 六八人  
四十年間 六八人  
五十年間 六八人  
六十年間 六八人  
合計 四十一人  
右の檢査を行ひたたる十日間の者にして、のみと取りしは五日以内滞留せるものと云ふ  
○愛知縣の製茶 同地の習慣法によつて、同業者も追々増其販賣を試みたり。りは一般治製に定めらるるよし  
○ダルクウ氏の制せられたる一たびも容易に閉口せれども世は有名な氏の學者に取ては、だ種なる美德と有より死に至る迄、恰讀義と稱するが殊に反對論者の言我説の非ある所は、の情を顯はしたるブルフユゴに、後其人の人間中と名くるの價な死行者の云ふ所は、概電博士マキス、聖民は聖民中の上カリスノー氏、其あるものなりと、書面に於て申し、に付ては、我々も其の才性實に付て、民の才能性質に付て、正す余の今余が誤り

の回答ありたるは、商法會議所に下附の注意を謝し、且同地方の工業に付答へたりと云ふ  
○鐵道技師 今度鐵道技師、ロキヤス號にて來着る。鐵道海濱院の成る殆んど二箇月間、檢査表は左に、量にして、活、最も著るし、が、瓦(凡我五十匁なりと  
○鐵道技師 今度鐵道技師、ロキヤス號にて來着る。鐵道海濱院の成る殆んど二箇月間、檢査表は左に、量にして、活、最も著るし、が、瓦(凡我五十匁なりと